

# —中山間地域直接支払制度— 集落協定及び実施状況を公表します！

羅臼町では、平成12年より中山間地域直接支払制度を実施しています。

この制度は、農業生産に厳しい地域の対策として、耕作放棄を防止し、農道の管理や景観の維持など農業の持つ多面的な機能の確保するため農地面積に応じて交付金を支払う制度です。

この制度の具体的な事業内容は集落で策定する協定に記載されています。

この制度の透明性を確保する目的で協定内容及び実施状況を公表します。

- 公表期間 6月25日～7月25日まで
- 公表時間 午前8時45分～午後5時30分まで
- 公表場所 羅臼町役場2階 水産商工観光課
- 問合せ先 羅臼町水産商工観光課 水産農林担当 電話87-2162

